

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	いわき市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	65-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1472538103014/index.html">http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1472538103014/index.html</a>

執行機関名 いわき市長

ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	いわき市父子、母子福祉手当支給条例(昭和45年いわき市条例第16号)による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第12 法によらない事務 第7の項 いわき市父子、母子福祉手当支給条例(昭和45年いわき市条例第16号)による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第1条	いわき市父子、母子福祉手当支給条例(昭和45年3月31日いわき市条例第16号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、父子、母子家庭等で児童を扶養している者に対し父子、母子福祉手当(以下「手当」という。)を支給することにより、その経済的自立を助長するとともに児童の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		いわき市父子、母子福祉手当支給条例(昭和45年3月31日いわき市条例第16号)